市川市スポーツ協会 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、市川市スポーツ協会(以下「協会」という。)が、スポーツ振興に 貢献した者を表彰することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、体育功労者表彰、優秀選手表彰、優秀団体及び優秀チーム表彰、特 別表彰とする。

(表彰対象者)

第3条 表彰対象者は、原則として協会に所属する者で加盟団体の長及び学校長から、 別に定める推薦書に推薦調書を沿え、協会会長に提出された者とする。ただし 第5条から第7条に規定する者は、表彰月の前年1月1日から12月31日まで の実績に基づくものとする。

(体育功労者表彰)

- 第4条 体育功労者表彰は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 市民スポーツ振興のため20年以上にわたり協会加盟団体の運営、普及発展に貢献し、功労があったと認められた50歳以上の者。
 - (2) スポーツ指導者としてその活動・実績が顕著な者。

(優秀選手表彰)

- 第5条 優秀選手表彰は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 国民体育大会及び全国大会で3位までに入賞した者。
 - (2) 関東大会及びこれに準ずる大会で優勝した者。

(優秀団体及び優秀チーム表彰)

- 第6条 優秀団体及び優秀チーム表彰は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 国民体育大会及び全国大会で3位までに入賞した団体及びチーム。
 - (2) 関東大会及びこれに準ずる大会で優勝した団体及びチーム。
 - (3) 県民体育大会で優勝した団体。

(特別表彰)

- 第7条 特別表彰は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) オリンピック大会・アジア大会・ユニバーシアード大会に出場した個

人、団体及びチーム。

(2) その他特別表彰に価する貢献があった個人、団体及びチーム。

(表彰者の選考)

第8条 表彰者の選考は、審査委員会(以下「委員会」)を設置し、第3条の規程により 提出された推薦書を基に行うものとする。

(審査委員会)

- 第9条 委員会は、委員長1名、委員若干名で組織する。
 - 2 委員長は、理事長をこれに充てる。
 - 3 委員は、会長が嘱託し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 委員長は、委員会において決定した事項を速やかに、会長に報告しなければならない。

(表彰)

第10条 表彰は、委員会の報告に基づき原則として1月に行なう。ただし、会長が 特に必要と認めたときは、その都度これをおこなう。

(表彰の授与)

第11条 表彰は、表彰状に記念品を添えて行うものとする。

(規則への委任)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て決定する。

(附 則)

この規程は、平成23年9月20日から施行する。

(改 正)

平 26.11.10、 令 3.4.1

<優秀選手、団体、チームの推薦対象となる競技種目一覧>

水泳、ヨット、ボート

陸上競技、バレーボール、クレー射撃、体操競技、相撲、テニス、野球、卓球、弓道、ソフトボール、柔道、剣道、ソフトテニス、バドミントン、サッカー、ラグビーフットボール、バスケットボール、ハンドボール、ボクシング、フェンシング、レスリング、空手道、ライフル射撃、銃剣道、自転車、山岳、ホッケー、ウェイトリフティング、なぎなた、アーチェリー、ゴルフ、ボウリング、馬術、カヌー、

スキー、スケート